

東京都建設局が発注する工事監督補助業務を受託するための条件等について

- ◎ 平成21年度から東京都建設局が発注する工事監督補助業務を建設コンサルタント等が受託するには、「建設局工事監督補助業務に関する技術者等」認定制度の認定を受けた管理技術者と工事監督補助技術者を直接雇用していることが条件となります。

工事監督補助業務は、業務の管理及び統括等を行う「管理技術者」及び管理技術者のもとで工事監督補助業務の実務を担当する「工事監督補助技術者」の2名により履行されます。

このことから、認定を受けた「管理技術者」、「工事監督補助技術者」のどちらか1名のみしか直接雇用していない場合、または、個人の場合は、工事監督補助業務を受託することができません。

※ 技術者等の定義

技術者等とは、工事監督補助業務の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う「管理技術者」及び管理技術者のもとで工事監督補助業務の実務を担当する「工事監督補助技術者」のことをいいます。